

審 査 基 準

平成12年 3月31日作成

法 令 名 :	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
根 拠 条 項 :	第12条第3項
処 分 の 概 要 :	防犯登録を行う者の指定
原 権 者 (委 任 先) :	静岡県公安委員会
法 令 の 定 め :	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
審 査 基 準 :	<ol style="list-style-type: none">1 登録業務を行う者が、民法第34条の規定により設立された法人その他の営利を目的としない団体であること。2 登録業務の実施が、当該登録業務を行う都道府県における防犯登録の需要に対して適切なものであること。3 防犯登録所の位置が、前号の都道府県における防犯登録を受けようとする者の利便に照らして、適当なものであること。4 登録業務の遂行上、適切な計画を有する者であること。5 登録業務を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。6 その他の登録業務の実施及びその方法が適切なものであること。
標 準 処 理 期 間 :	30日以内
申 請 先 :	静岡県警察本部生活安全企画課防犯対策推進室
問 い 合 わ せ 先 :	同 上
備 考 :	